

公立大学法人前橋工科大学利益相反に関する規程

平成29年3月9日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第2号

(趣旨)

第1条 公立大学法人前橋工科大学職員倫理規則(平成25年規則第68号)第8条の規定に基づき、公立大学法人前橋工科大学(以下「法人」という。)における利益相反行為の防止及びその他の利益相反のマネジメントに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この規程は、次に掲げる者について適用する。

- (1) 常勤役員(公立大学法人前橋工科大学定款第8条に定める役員のうち常勤の者をいう。以下同じ。)
- (2) 職員(公立大学法人前橋工科大学就業規則(平成25年規則第54号)第2条に定める者をいう。以下同じ。)
- (3) その他第5条第2項に規定する委員会が指定する者

(定義)

第3条 この規程において、「利益相反」とは次に掲げることをいう。

- (1) 常勤役員及び職員(以下「職員等」という。)が産学官連携活動を行うことに伴い、企業又は営利を目的とする団体等(以下「企業等」という。)から個人的な利益を得ている場合において、その利益と法人における職務遂行責任が相反していること。
 - (2) 職員等が兼業活動等を行うことに伴い、企業等に対して職務遂行責任が生じる場合において、その職務遂行責任と法人における職務遂行責任が相反していること。
 - (3) 前2項に定める状態であると第三者から懸念が表明されかねない状態であること。
- 2 この規程において、「利益相反行為」とは、利益相反により、法人に不利益を生じさせ、又は法人の管理運営に弊害をもたらす行為をいう。
- 3 この規程において「産学官連携活動」とは、職員等が企業等との間で行う共同研究、受託研究等の研究活動又は職員等が企業等で行う兼業活動等に従事することをいう。

(利益相反行為の禁止)

第4条 職員等は、産学官連携活動を行うに当たって、利益相反行為を行ってはならない。

(利益相反委員会の設置)

第5条 法人に、次に掲げる事項を審議するため、利益相反委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 利益相反に関するマネジメントの具体的方策に関する事項
 - (2) 利益相反行為に関する審議及び必要な勧告等に関する事項
 - (3) 第8条に定める自己申告書に関する事項
 - (4) 利益相反に関する情報公開に関する事項
 - (5) その他利益相反行為の防止等に関し必要な事項
- 2 委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。
- (1) 学長

(2) 副学長（研究・地域貢献担当）

(3) 地域連携推進センター長

(4) 事務局長

(5) 法人に所属していない産学官連携活動に詳しい者の中から、利益相反に関する知識を有する弁護士、弁理士、公認会計士等で理事長が委嘱した者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、副学長（研究・地域貢献担当）がその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

5 委員は、自己に関する事項については、審議に加わることができない。

（自己申告書）

第8条 利益相反行為を防止するため、職員等は、別に定める基準に該当する場合は、自己申告書を常勤役員は副理事長を、教員は所属学群長、基礎教育センター長又は教職センター長を、事務職員は事務局長を通じて理事長に提出しなければならない。

（自己申告書の審査）

第9条 理事長は、前条の規定により自己申告書の提出を受けたときは、委員会に審査を求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定により審査の依頼を受けたときは、利益相反行為の可能性の有無及び程度並びに必要な是正措置等について審査を行う。

3 委員会は、自己申告書を提出した職員等に対して、前項の審査にあたって必要な説明等を求めるほか、利益相反行為の防止等について、勧告、指導又は助言等を行うことができる。

4 委員会は、第2項の審査を行ったときは、その結果を理事長及び当該職員等が常勤役員の場合は副理事長に、教員の場合は所属学群長、基礎教育センター長又は教職センター長に、事務職員の場合は事務局長に通知するものとする。

（審査結果の通知）

第10条 理事長は、前条第4項の規定による通知を受けた審査結果が、利益相反行為の可能性があると判定されたものであるときは、当該審査結果（是正措置等を含む。）を当該職員等に通知するものとする。

（異議申立て）

第11条 職員等は、前条に定める通知を受けた場合において、当該審査結果に異議があ

るときは、委員会に対して書面により異議申立てを行うことができる。

- 2 委員会は前項の申立てがあったときは、その内容について審査を行い、審査結果を当該職員等に通知するものとする。

(方針の公表等)

第12条 理事長は、第5条第1項第1号に定める方策に基づき、利益相反に関する法人の方針を定め、公表するとともに、職員等に対し、必要な指導等を行わなければならない。

- 2 理事長は、利益相反行為が発生し、必要があると認めるときは、関係する機関等に報告しなければならない。

(情報の公表)

第13条 理事長は、委員会が別に定める基準に基づき、利益相反に関する情報を公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表に当たっては、個人情報保護に留意するものとする。

(秘密の保持)

第14条 委員会に関与する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、事務局において処理する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日規程第11号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規程第3号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日規程第11号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。